

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案参照条文目次

一	畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）（抄）	1
二	独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）（抄）	5
三	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百十二号）（抄）	9
四	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	17
五	関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）	18
六	肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）（抄）	23
七	食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六十六号）（抄）	24
八	生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成二十年法律第十二号）（抄）	25
九	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）（抄）	25
十	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）	26
十一	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）	26
十二	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）	26
十三	法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）	27
十四	国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（抄）	27
十五	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）	27
十六	環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第八号）（抄）	29

○ 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付（第三条）
 - 第三章 原料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置（第四条―第十三条）
 - 第四章 雑則（第十四条・第十五条）
 - 第五章 罰則（第十六条―第十八条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、主要な家畜又は畜産物について、交付金の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の肉用牛をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚をいう。
- 2 この法律において「原料乳」とは、次項の指定乳製品の原料である生乳であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。
- 3 この法律において「指定乳製品」とは、バター、脱脂粉乳、れん乳（政令で定めるものに限る。）その他政令で定める乳製品であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、標準的販売価格が標準的生産費を下回つた場合には、肉用牛又は肉豚の生産者であつて次の各号のいずれにも該当するものに対し、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金（以下「交付金」という。）を交付することができる。

一・二（略）

2・4（略）

第三章 原料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置

(安定価格の決定)

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該年度の開始前に、次の安定価格を定めるものとする。

一 原料乳の安定基準価格

二 指定乳製品の安定下位価格及び安定上位価格

- 2 安定価格は、原料乳及び指定乳製品の生産者の販売価格について定めるものとする。
- 3 安定基準価格及び安定下位価格は、その額を下回つて原料乳及び指定乳製品の価格が低落することを防止することを目的として定めるものとし、安定上位価格は、その額を超えて指定乳製品の価格が騰貴することを防止することを目的として定めるものとする。
- 4 安定価格は、原料乳については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、その再生産を確保することを旨とし、指定乳製品については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
- 5 農林水産大臣は、安定価格を定めようとするときは、あらかじめ食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 農林水産大臣は、安定価格を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(安定価格の改定)

第五条 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、安定価格を改定することができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。

(原料乳の価格に関する勧告)

第六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）第二条第二項の乳業を行う者をいう。以下同じ。）が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買い入れ、又は買い入れるおそれがあると認めるときは、当該乳業者に対し、その価格を少なくとも安定基準価格に達するまで引き上げるべき旨を勧告することができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

(指定乳製品の生産等に関する計画)

第七条 生乳生産者団体（生乳の生産者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）は、原料乳の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持することを目的として、その構成員の生産する原料乳を原料とする指定乳製品の生産（他に委託する生産を含む。）に関する計画を定め、農林水産大臣の認定を受けることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、指定乳製品の価格が著しく低落し又は低落するおそれがあると認められる場合は、その価格を回復し又は維持す

ることを目的として、その者又はその構成員の生産する指定乳製品（他に委託して生産するものを含む。）の保管又は販売に関する計画を定め、農林水産大臣の認定を受けることができる。

一 乳業者

二 乳業者が組織する中小企業等協同組合

三 乳業者たる農業協同組合又は農業協同組合連合会が直接又は間接の構成員となつてゐる農業協同組合連合会

四 生乳生産者団体

3 農林水産大臣は、前二項の計画が農林水産省令で定める基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

4 農林水産大臣は、生乳生産者団体が第一項の認定を受けた他に委託する指定乳製品の生産に関する計画を実施しようとする場合において、当該計画に係る乳業者が、正当な理由がないのにその生産の委託に応じないときは、その生乳生産者団体の申出により、当該乳業者に対し、その委託に必ずべき旨を命ずることができる。

5 農林水産大臣は、第二項の認定をしようとするときは、あらかじめ機構の意見を聴くものとする。

6 農林水産大臣は、第一項の指定乳製品の生産の委託について模範契約例を定めることができる。

（指定乳製品の買入れ）

第八条 機構は、前条第二項各号のいずれかに該当する者の申込みにより、その生産した指定乳製品（他に委託して生産したものを含む。）を安定下位価格で買入れることができる。

2 機構は、指定乳製品の買入れについては、前項の規定による生乳生産者団体からの買入れを優先的に行うものとする。

第九条 指定乳製品の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合において、機構がその価格の騰貴を抑制するために必要な数量の当該指定乳製品を保管していないときは、機構は、その必要の限度において、輸入に係る当該指定乳製品を買入れることができる。

（指定乳製品の売渡し）

第十条 機構は、指定乳製品の価格が安定上位価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合は、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適當であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

第十一条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品を売り渡すことができる。

- 一 その保管する指定乳製品の数量が農林水産省令で定める数量を超えるに至つた場合
- 二 その保管する指定乳製品の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合

三 その他農林水産省令で定める場合

(指定乳製品の買入れ又は売渡しをしない場合)

第十二条 機構は、次の場合には、第八条の規定による買入れ又は第十条の規定による売渡しをしないものとする。

- 一 第八条第一項の申込みをした者（生乳生産者団体を除く。）について、その者が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買入れ又は買入れるおそれがあると認めるとき。
- 二 第八条第一項の申込みをした者が、正当な理由がないのに次条の規定による交換に応ずる旨の契約を締結することを拒否するとき。
- 三 第十条の規定による売渡しとの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。
- 四 第十条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。
- 五 その他農林水産省令で定める理由があるとき。

(指定乳製品の交換)

第十三条 機構は、その保管する指定乳製品の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、当該指定乳製品を同一の規格及び数量の指定乳製品と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

第四章 雑則

(財務大臣との協議)

第十四条 農林水産大臣は、第三条第一項各号、第二項若しくは第四項、第七条第三項又は第十一条各号の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十五条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、肉用牛若しくは肉豚の生産者若しくは原料乳若しくは指定乳製品の生産者、集荷業者、販売業者若しくは輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。）に対し、肉用牛若しくは肉豚の生産費若しくは販売価格、原料乳若しくは指定乳製品の生産費、輸入価格若しくは在庫量その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場（肉用牛又は肉豚に係るものに限る。）の設置者若しくは管理者又は肉用牛若しくは肉豚の生産者からその生産した肉用牛若しくは肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売の委託若しくは売渡しを受けた者（その者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。）に対し、肉用牛又は肉豚の生産費（と畜に係るものに限る。）、肉用牛又は肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売価格その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

- 3 第一項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 罰則

第十六条 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。

第十七条 第十五条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

○ 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）（抄）

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第八十三号）の規定による措置の実施に必要な次の業務を行うこと。
 - イ 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。
 - ロ 指定乳製品の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。
 - ハ ロの業務に伴う指定乳製品の保管を行うこと。
- 二 農林水産省令で定めるところにより、畜産経営の安定に関する法律第七条第二項の認定を受けた指定乳製品の保管に関する計画の実施に要する経費について補助すること。
- 三 畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

三 野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）の規定により次の業務を行うこと。

イ 指定野菜の価格の著しい低落があつた場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付を行うこと。

ロ あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付を行うこと。

ハ 一般社団法人又は一般財団法人が行う業務でイ又はロの業務に準ずるものについてその経費を補助すること。

四 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

五 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）の規定により次の業務を行うこと。

イ 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ 異性化糖等の買入れ及び売戻しを行うこと。

ハ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

ニ 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付を行うこと。

ホ 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しを行うこと。

ヘ でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付を行うこと。

六 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（区分経理）

第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十条第一号の業務、同条第二号の業務、同条第六号の業務（畜産物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務

二 第十条第三号の業務、同条第四号の業務、同条第六号の業務（野菜に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務

三 第十条第五号イからニまでの業務、同条第六号の業務（砂糖及びその原料作物に係るものに限る。）及びこれらに附帯する業務

四 第十条第五号ホ及びへへの業務、同条第六号の業務（でん粉及びその原料作物に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務

（積立金の処分）

第十三条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項に規定する積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

(長期借入金)

第十四条 機構は、第十条第一号ロ及びハの業務に必要な費用に充てるため、農林水産大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

(債務保証)

第十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構が第十二条第一号の業務に係る勘定の負担においてする前条の長期借入金又は通則法第四十五条第一項の短期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができるとする債務を除く。）について保証することができる。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十条第一号ニ、第二号、第三号ハ及び第四号の規定により機構が交付する補助金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条第一項及び第二項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の事業年度」と読み替えるものとする。

(財務大臣との協議)

第十八条 農林水産大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十条第一号ニ、第二号又は第四号の農林水産省令を定めようとするとき。
- 二 第十三条第一項の承認をしようとするとき。
- 三 第十四条又は第十六条の認可をしようとするとき。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附則

(事業団の解散等)

第三条 (略)

2(8) (略)

9 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる積立金として整理されている金額は、それぞれ当該各号に定める勘定に属する積立金として整理しなければならない。

一・二 (略)

三 旧暫定措置法第三条第一項に規定する業務に係る旧事業団法第三十一条第一項の勘定において積立金として整理されている金額 附則第十五条の規定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「新暫定措置法」という。)第三条第一項に規定する業務に係る第十一条の勘定

10・11 (略)

12 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧特別措置法第十六条第一項の規定により調整資金として管理されている金額は、附則第十六条の規定による改正後の肉用子牛生産安定等特別措置法(以下「新特別措置法」という。)第十四条第二項に規定する資金として管理するものとする。

13 (略)

(業務の特例)

第五条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、新暫定措置法第三条第一項及び新特別措置法第三条第一項に規定する業務を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、それぞれ新暫定措置法及び新特別措置法で定める。

第六条 機構は、当分の間、第十条及び前条に規定する業務のほか、砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第三号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第六条第一項に規定する業務」と、第十三条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第六条第一項」と、第十七条中「第四号」とあるのは「第四号並びに附則第六条第一項」と、第十八条第一号中「又は第四号」とあるのは「若しくは第四号又は附則第六条第一項」とする。

第八条 機構は、旧事業団法第二十八条第一項第三号の規定によりされた出資に係る株式又は持分の処分が終了するまでの間、第十条、附則第五条、附則第六条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、当該株式又は持分の管理及び処分を行う。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十二条第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項に規定する業務」と、第十三条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第八条第一項」とする。

○ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の範囲の特例（第三条・第四条）
 - 第三章 加工原料乳についての生産者補給金等の交付（第五条―第十二条）
 - 第四章 指定乳製品等の輸入等（第十三条―第十九条）
 - 第五章 雑則（第二十条―第二十三条の二）
 - 第六章 罰則（第二十四条・第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、牛乳及び乳製品の需要の動向と生乳の生産事情の変化に対処して、当分の間、独立行政法人農畜産業振興機構に、生乳生産者団体を通ずる加工原料乳に係る生産者補給金の交付、輸入乳製品の調整等に関する業務を行わせることにより、生乳の価格形成の合理化と牛乳及び乳製品の価格の安定を図り、もつて酪農及びその関連産業の健全な発達を促進し、併せて国民の食生活の改善に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「加工原料乳」とは、指定乳製品その他政令で定める乳製品の原料である生乳であつて、農林水産省令で定める規格に適合するものをいう。

2 この法律において「指定乳製品」とは、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する指定乳製品をいう。

第二章 独立行政法人農畜産業振興機構の業務の範囲の特例

（独立行政法人農畜産業振興機構の業務）

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号。以下「機構法」という。）第十条に規定する業務のほか、次の業務を行う。

- 一 加工原料乳についての生産者補給交付金の交付
 - 二 指定乳製品又は政令で定めるその他の乳製品（以下「指定乳製品等」と総称する。）の輸入
 - 三 前号の業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し
 - 四 前号の業務に伴う指定乳製品等の保管
 - 五 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し
 - 六 前各号の業務に附帯する業務
- 2 前項第一号から第三号まで及び第五号の業務は、次章及び第四章に定めるところにより行うものとする。

第四条 削除

第三章 加工原料乳についての生産者補給金等の交付

（生産者補給交付金の交付）

第五条 機構は、予算の範囲内で、都道府県知事又は農林水産大臣の指定を受けた生乳生産者団体（法第七条第一項の生乳生産者団体をいう。以下同じ。）に対し、当該生乳生産者団体の行う生乳受託販売（委託を受けて行う生乳の販売又は委託を受けて行う生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る飲用牛乳若しくは乳製品の販売をいい、生乳生産者団体が直接又は間接の構成員となっており、かつ、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会その他の者に対するこれらの委託を含む。以下同じ。）に係る加工原料乳（当該指定に係る次条第一項に規定する地域内において生産されるものであつて、加工原料乳の販売価格の低落がその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつて農林水産省令で定める基準に適合するもの）を積立てに要する費用を生乳の生産者がこの条の規定による指定を受けた生乳生産者団体（以下「指定生乳生産者団体」という。）に支払う旨の定めがある契約（第十一条第一項において「生産者積立金契約」という。）に係るものに限る。）につき、その生産者への生産者補給金に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。

（生乳生産者団体の指定）

- 第六条 前条の指定は、一又は二以上の都道府県の区域（その区域の自然的経済的条件に照らして、これにより難いと認められる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域。第四項及び次条第三号において同じ。）を単位とする地域ごとに、その指定を受けようとする生乳生産者団体の申請により、その申請に係る地域が一の都道府県の区域を超えない生乳生産者団体については当該都道府県知事が、その他の生乳生産者団体については農林水産大臣が行う。
- 2 前条の指定を受けようとする生乳生産者団体は、農林水産省令で定める手続に従い、生乳受託販売の事業及び生産者補給金の交付の業務に関する規程（以下「受託規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、当該都道府県知事又は農林水産大臣に提出しなければならない。
 - 3 生乳生産者団体は、第一項の申請をするには、あらかじめ、その申請及び前項の受託規程につき、総会の議決を経なければならない。

4 農林水産大臣は、前条の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該申請に係る地域内の区域を管轄する都道府県知事の意見を聴くものとする。

(指定の基準)

第七条 第五条の指定は、その申請者が次の各号の要件のいずれにも適合している場合でなければ、してはならない。

- 一 生乳受託販売の事業及び生産者補給金の交付の業務を適正かつ確実に実施できると認められること。
- 二 その申請に係る地域内で生産される生乳（以下「当該地域内生産生乳」という。）の販売数量に対し申請者の生乳受託販売に係る当該地域内生産生乳の数量が農林水産省令で定める相当の割合を占めており、又は占めることとなる見込みが確実であること。
- 三 その申請に係る地域が二以上の都道府県の区域の場合にあつては、当該地域内のそれぞれの区域内で生産される生乳の販売数量に対し申請者の生乳受託販売に係るそれぞれの区域内で生産される生乳の数量が農林水産省令で定める相当の割合を占めており、又は占めることとなる見込みが確実であること。

四 申請者の定款によれば、当該地域内生産生乳の生産者（農林水産省令で定めるものを除く。）のすべてがその直接又は間接の構成員となることできると認められること。

五 申請者の定款において、その生乳受託販売の事業に係る施設についてのその構成員以外の者の利用がその構成員に比して実質的に制限されていないと認められること。

六 申請者の受託規程において、生乳受託販売に係る委託をした者に対して支払う対価の算定の方法、生乳受託販売に係る販売価格の約定の方法、生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。

七 第十条第一項又は第二項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

(指定の公示等)

第八条 都道府県知事は、第五条の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、第五条の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(受託規程の変更)

第九条 指定生乳生産者団体は、受託規程を変更する場合には、その変更につき、総会の議決を経なければならない。

2 指定生乳生産者団体は、受託規程を変更したときは、遅滞なく、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を当該指定をした都道府県知事又は農林水産大臣に届け出なければならない。

(指定の解除)

第十条 都道府県知事又は農林水産大臣は、指定生乳生産者団体が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、第五条の指定を解除しなければならない。

- 一 第七条第二号から第六号までの要件の全部又は一部に適合しなくなつたとき。
- 二 総会の議決を経て第五条の指定の解除の申出があつたとき。
- 2 都道府県知事又は農林水産大臣は、指定生乳生産者団体が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、第五条の指定を解除することができる。
 - 一 第七条第一号の要件に適合しなくなつたとき。
 - 二 受託規程に違反して生乳受託販売の事業又は生産者補給金の交付の業務を行つたとき。
 - 三 正当な理由がないのにその構成員以外の者にその生乳受託販売の事業に係る施設の利用を拒んだとき。
- 3 第八条の規定は、前二項の規定による指定の解除について準用する。

(生産者補給交付金の金額)

- 第十一条 機構が交付する生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の金額は、政令で定める期間ごと及び指定生乳生産者団体ごとに、次項の規定により定められる生産者補給金の単価(以下「補給金単価」という。)に、当該指定生乳生産者団体が生乳の生産者からのその生産に係る生乳受託販売に係る委託(当該委託を受けた者からの当該委託に係る生乳の生乳受託販売に係る委託及び当該生乳につき順次にされる生乳受託販売に係る委託を含む。)を受けて当該政令で定める期間内に行つた生乳受託販売に係る生乳の数量(当該指定生乳生産者団体の指定に係る地域以外の地域における生産に係るもの及び他の指定生乳生産者団体の委託を受けて行う生乳受託販売に係るものを除き、生産者積立金契約を締結した生産者の生産に係るものに限る。次条第一項において同じ。)のうち加工原料乳の数量として政令で定めるところにより都道府県知事又は農林水産大臣が認定する数量(その数量の毎会計年度における合計が、当該年度において機構が第三条第一項第一号の業務として交付する同号の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより指定生乳生産者団体ごとに算出される数量を超える場合にあつては、その算出される数量)に相当する数を乗じて得た額とする。
- 2 補給金単価は、農林水産大臣が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。
 - 3 第一項の農林水産大臣が定める数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。
 - 4 農林水産大臣は、補給金単価及び第一項の農林水産大臣が定める数量(以下「補給金単価等」という。)を定めるに当たつては、酪農経営の合理化を促進することとなるように配慮するものとする。
 - 5 補給金単価等は、毎会計年度、当該年度の開始前に定めなければならない。
 - 6 農林水産大臣は、補給金単価等を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。
 - 7 農林水産大臣は、補給金単価等を定めるときは、遅滞なく、これを告示するものとする。
 - 8 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、補給金単価等を改定することができる。
 - 9 第六項及び第七項の規定は、前項の規定による補給金単価等の改定について準用する。

(生産者補給金の交付)

第十二条 指定生乳生産者団体は、機構から生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該指定生乳生産者団体に前条第一項の生乳受託販売に係る委託をした者に対し、その委託に係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。

2 前項の規定により生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)は、その交付を受けた金額に相当する金額を、同項の規定の例により、生産者補給金として、その者に前条第一項の生乳受託販売に係る委託をした者に対し交付しなければならない。この項の規定による生産者補給金の交付を受けた者(生乳の生産者を除く。)についても、同様とする。

第四章 指定乳製品等の輸入等

(指定乳製品等の輸入)

第十三条 機構は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等を輸入するものとする。

2 機構は、前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができる。

(輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し)

第十四条 指定乳製品等につき関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸入の申告(以下「輸入申告」という。)をする者(その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定乳製品等の所有者でない場合にあつては、その所有者)は、その輸入申告に係る指定乳製品等を機構に売り渡さなければならない。ただし、次に掲げる場合及び次項に規定する場合は、この限りでない。

- 一 機構又は機構の委託を受けた輸入業者が指定乳製品等を輸入するとき。
- 二 指定乳製品の価格の安定に悪影響を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるとき。

2 政令で定める用途に供されるものとして関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の五第二項において準用する関税率法(明治四十四年法律第五十四号)第九条の二の規定により割当てを受けて指定乳製品等を輸入する者は、その指定乳製品等が当該政令で定める用途以外の用途に供されることとなつた場合(農林水産省令で定める場合を除く。)にはその指定乳製品等を機構に売り渡し、及びその指定乳製品等が機構に売り渡されることを確保する旨の契約を機構と締結しなければならない。

3 第一項の規定による売渡し又は前項の規定による契約の締結は、当該指定乳製品等に係る輸入申告の前に、申込書を機構に提出してしなければならない。

4 指定乳製品等についての関税法第七十条の規定の適用については、前項の規定による申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する機構の承諾は、同条第一項の許可、承認等とみなす。

5 前項の機構の承諾に関し必要な事項は、政令で定める。

(輸入に係る指定乳製品等の買入れの価額)

第十四条の二 前条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等についての機構の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告をすべき価額とする。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻し)

第十四条の三 機構は、第十四条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しをした者に対し、その指定乳製品等を売り戻さなければならない。

2 機構は、前項の規定による売戻しをするため、第十四条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者がその売渡しに係る指定乳製品等を買戻さなければならない旨の条件を付することができる。

3 機構は、第十四条第一項の規定による指定乳製品等の売渡しを受けるに当たつて、当該売渡しをする者に対し、前項の条件を付するほか、政令で定めるところにより、当該条件による買戻しに係る債務の履行を確保するため必要な範囲内で、保証金、証券その他の担保を提供させることができる。

(輸入に係る指定乳製品等の売戻しの価額)

第十四条の四 前条第一項の規定による機構の売戻しの価額は、国際約束に従つて農林水産大臣が定めて告示する金額に、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、機構の買入れの価額に加えて得た額とする。

2 第十四条第一項の規定による売渡しに係る指定乳製品等が当該売渡し前に変質したものである場合には、機構は、農林水産省令で定めるところにより、当該指定乳製品等につき、前項の規定により加算する額を減額することができる。

(準用)

第十五条 前三条の規定は、第十四条第二項の規定による契約に基づく指定乳製品等の機構への売渡し及びその売戻しについて準用する。この場合において、第十四条の二中「輸入申告をすべき価額」とあるのは、「農林水産省令で定める価額」と読み替えるものとする。

(指定乳製品等の売渡し)

第十六条 機構は、次に掲げる場合には、政令で定めるところにより、その保管する指定乳製品等を一般競争入札の方法により売り渡すものとする。ただし、その方法によることが著しく不適當であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、随意契約その他の方法で売り渡すことができる。

一 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められるとき。

二 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

第十七条 機構は、次の場合には、政令で定めるところにより、加工原料乳及び指定乳製品の時価に悪影響を及ぼさないような方法で、その保管する指定乳製品等売り渡すことができる。

- 一 その保管する指定乳製品等の数量が農林水産省令で定める数量を超えるに至つた場合
- 二 その保管する指定乳製品等の保管期間が農林水産省令で定める期間を超えるに至つた場合
- 三 その他農林水産省令で定める場合

(売渡しをしない場合)

第十八条 機構は、次の場合には、第十六条の規定による売渡しをしないものとする。

- 一 第十六条の規定による売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から一年を経過しない者であるとき。
- 二 第十六条の規定による売渡しを受ける旨の申込みが買占めその他による不当な利得を目的として行われたと認めるとき。
- 三 その他農林水産省令で定める理由があるとき。

(交換)

第十九条 機構は、その保管する指定乳製品等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合には、これを同一の規格及び数量の指定乳製品等と交換することができる。この場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で清算するものとする。

第五章 雑則

(法の適用)

第二十条 法第四条から第六条まで及び第八条から第十三条までの規定は、法第二条第二項に規定する原料乳及び同条第三項に規定する指定乳製品については、適用しない。

2 補給金単価が定められている場合には、法第七条第一項中「原料乳の価格」とあるのは「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する加工原料乳（以下「加工原料乳」という。）の価格」と、「生産する原料乳」とあるのは「生産する生乳」と、法第十五条第一項中「原料乳」とあるのは「加工原料乳」とする。

3 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、法第十四条中「、第七条第三項又は第十一条各号」とあるのは、「又は第七条第三項」とする。

(機構法の適用)

第二十条の二 機構法第十条第一号ロ及びハの規定は、法第二条第二項に規定する原料乳及び同条第三項に規定する指定乳製品については、適用しない。

2 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二条中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号。以下「暫定措置法」という。）第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第一項」と、機構法第十四条中「第十条第一号ロ及びハ」とあるのは「第十条第一号ロ及びハ並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金」と、「同法」とあるのは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」と、機構法第二十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」とする。

（区分経理の特例）

第二十条の三 機構は、第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る機構法第十二条において独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十四条第一項に規定する残余を生じたときは、これらの規定にかかわらず、農林水産大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を超えない額を、機構法第十条第二号の業務に必要な経費の財源に充てるため、機構法第十二条第一号の業務に係る勘定に繰り入れることができる。

（機構に対する交付金）

第二十一条 政府は、予算の範囲内で、機構に対し、第三条第一項第一号の業務に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

（財務大臣との協議）

第二十二条 農林水産大臣は、第十七条各号の農林水産省令を定めようとするとき、又は第二十条の三の承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（報告及び検査）

第二十三条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、加工原料乳若しくは指定乳製品その他第二条第一項の政令で定める乳製品の生産者、販売業者若しくは輸入業者（これらの者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。）に対して必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（事務の区分）

第二十三条の二 第六条第一項（指定を行う事務に係る部分に限る。）及び第二項、第八条第一項（第十条第三項において準用する場合を含む。）、第九

条第二項、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項並びに前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 罰則

（罰則）

第二十四条 第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

第二十五条 第九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第十一条第六項、第十項及び第十一項並びに次項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 （略）

②⑧ （略）

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 （略）

⑩⑰ （略）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(略) 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第五十五号）	(略) 第二十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第十二号）	(略) 第六条第一項（指定を行う事務に係る部分に限る。）及び第二項、第八条第一項（第十条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第二項、第十条第一項及び第二項、第十一条第一項並びに第二十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	(略)

○ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）

第七条の三 (略)

2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 (略)

二 関税率法別表第○四〇二・一〇号の一及び二の(二)、第○四〇二・二一号の一及び二の(二)、第○四〇二・二九号並びに第○四〇二・九九号の一の(二)及び二に掲げるミルク及びクリーム、同表第○四〇三・九〇号の一に掲げる凝固したミルク及びクリーム等、同表第○四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ並びに同表第○四〇五・一〇号、第○四〇五・二〇号及び第○四〇五・九〇号に掲げるミルクから得たバターその他の油脂及びディリースプレッドのうち、独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第十二号）第十三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

三 三六 (略)

3 38 (略)

（暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用）
 第八条の五 (略)

2 関税率法第九条の二の規定は、別表第一において税率が一定の数量を限度として定められている物品のうち政令で定めるものについて準用する。

別表第一 暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二、第八条の三、第八条の五、第九条関係)

関税率法別表の番号	品名	税率
(略) ○四・〇二	(略) ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。) 粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。) 一 砂糖を加えたもの (1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (2) (略) 二 その他のもの (一) (略) (二) その他のもの (1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (2) (略)	(略)
○四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。) 砂糖その他の甘味料を加えてないもの 一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの (一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの (二) その他のものうち 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認	二五% (略)
○四〇二・二一	独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認	三〇%

二 その他のもの
を受けて輸入するもの

(一) (略)

(二) その他のもの

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

(2) (略)

その他のもの

一 脂肪分が全重量の五%を超えるもの

(一) 脂肪分が全重量の三〇%以下のものうち

独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

(二) その他のものうち

独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

二 その他のもの

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

(2) (略)

その他のもの

(略)

その他のもの

一 脂肪分が全重量の八%を超えるもの

(二) その他のものうち

独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認

三〇%

(略)

二五%

(略)

三〇%

三五%

(略)

(略)

(略)

〇四〇二・二九

〇四〇二・九一
〇四〇二・九九

を受けて輸入するもの
二 その他のものうち

独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）

（略）
その他のもの

一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの

（一） 脂肪分が全重量の一・五%以下のもの

（1） バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち
独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

（2） （略）

（二） 脂肪分が全重量の一・五%を超え二六%以下のもの

（1） バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち
独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

（2） （略）

（三） 脂肪分が全重量の二六%を超えるもの

（1） バターミルクパウダーその他の固形状の物品のうち
独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認

三〇%

三〇%

（略）

（略）（略）

（略）（略）

〇四〇三・一〇
〇四〇三・九〇

〇四・〇三

を受けて輸入するもの

(略)

(2) (略)

ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）

ホエイ及び調製ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

一 滅菌し、冷凍し、保存に適する処理をし、濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたもの

(一) 脂肪分が全重量の五%以下のもの

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

(略)

(2) (略)

(二) その他のもの

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

(略)

(2) (略)

(略)

ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド

バター

一 脂肪分が全重量の八五%以下のもの

(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの

(2) (略)

(略) (略)

(略) (略)

(略) (略) (略)

三五% (略)

<p>○四〇五・二〇</p> <p>○四〇五・九〇</p>	<p>二 その他のもの</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>デイリースプレッドのうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>一 脂肪分が全重量の八五%以下のものうち</p> <p>独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第一三条第一項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第二項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの</p>	<p>三五%</p> <p>(略)</p> <p>三五%</p> <p>(略)</p> <p>三五%</p> <p>(略)</p>
-------------------------------	--	---

○ 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）（抄）

（独立行政法人農畜産業振興機構の業務）

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号。以下「機構法」という。）第十条に規定する業務のほか、次の業務を行う。

- 一 肉用子牛についての生産者補給交付金の交付
- 二 肉用子牛についての生産者積立助成金の交付
- 三 前二号の業務に附帯する業務

2 (略)

（機構に対する交付金）

第十四条 政府は、機構に対し、第三条第一項に規定する業務、機構法第十条第一号イの業務（これに附帯する業務を含む。次項において同じ。）並びに食肉等についての同条第二号及び第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとす

る。

2 機構は、前項の規定により交付を受けた交付金を第十六条第一項の規定により第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れ又は機構法第十条第一号イの業務若しくは食肉等についての同条第二号若しくは第六号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない。

（機構法の適用）

第十五条 第三条第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、機構法第十二条中「業務ごと」とあるのは「業務ごと及び肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三条第一項に規定する業務について」と、機構法第十三条第一項及び第二十二條第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び特別措置法第三条第一項」と、機構法第十五条中「勘定」とあるのは「勘定又は特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る勘定」と、機構法第十七条中「交付する補助金」とあるのは「交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」とする。

（区分経理の特例）

第十六条 機構は、機構法第十二条の規定にかかわらず、第三条第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、第十四条第二項に規定する資金（以下「調整資金」という。）から、当該業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れることができる。

2 機構は、機構法第十二条の規定にかかわらず、調整資金の運用若しくは使用に伴い生ずる前事業年度の機構の収入の額又はその見込額の全部又は一部を、第三条第一項に規定する業務又は加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律百十二号）第三条第一項第一号から第五号までの業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるため、これらの業務に係る機構法第十二条の勘定に繰り入れることができる。

○ 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六号）（抄）

（権限）

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に關する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に關し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に關する法律（昭和二十九年法律第八十二号）、果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産経営の安定に關する法律（昭和三十六年法律第八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に關する法律（昭和四十年法律第九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律百十二号）、農業

振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）及び都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

○ 生系の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成二十年法律第十二号）（抄）

附 則

第四条 機構は、附則第二条の規定による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構法（以下「新機構法」という。）第十条に規定する業務のほか、旧機構法第十条第二項に規定する業務（この法律の施行前に同項の規定により機構が交付した補助金に係るものに限る。）を行うことができる。この場合において、旧機構法第十七条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、新機構法第十二条第三号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに生系の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（第二十二条第二号において「廃止法」という。）附則第四条第一項に規定する業務」と、新機構法第二十条第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び廃止法附則第四条第一項」とする。

3 （略）

○ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「乳業」とは、生乳に農林水産省令で定める方法による処理をして飲用牛乳とする事業及び脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、れん乳、粉乳又は政令で定めるその他の乳製品を製造する事業をいう。

3 （略）

○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（輸出又は輸入の許可）

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物を除く。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

（証明又は確認）

第七十条 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

2 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。

3 第一項の証明がされず、又は前項の確認を受けられない貨物については、輸出又は輸入を許可しない。

○ 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（関税割当制度）

第九条の二 別表において税率が一定の数量を限度として定められている貨物のうち政令で定めるものについては、その税率は、当該一定の数量の範囲内において、当該貨物の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行なう割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（利益及び損失の処理）

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 3 4 （略）

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期目標管理法人の中期計画の第三十条第二項第四号、国立研究開発法人の中長期計画の第三十五条の五第二項第四号又は行政執行法人の事業計画（第三十五条の十第一項の認可を受けた同項の事業計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）の第三十五条の十第三項第四号の短期借入金 の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

254 (略)

○ 法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）（抄）

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

○ 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（抄）

(外貨債務の保証)

第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、政令で定める法人が国際復興開発銀行又は外国政府金融機関（当該金融機関に対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたものであつて政令で定めるものをいう。）（以下「国際復興開発銀行等」という。）からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならない債務について、予算をもつて定める金額（法人ごとにその金額を定めることが困難であるときは、保証契約をすることができる金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては当該総額。次項において同じ。）の範囲内において、保証契約をすることができる。

2・3 (略)

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

一 補助金

二 負担金（国際条約に基づく分担金を除く。）

三 利子補給金

四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

2・3 (略)

4 この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

二 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5・6 (略)

7 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(補助金等の交付の条件)

第七条 (略)

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3・4 (略)

(実績報告)

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 (略)

(立入検査等)

第二十三条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証券を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(不当干渉等の防止)

第二十四条 補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

(不服の申出)

第二十五条 補助金等の交付の決定、補助金等の交付の決定の取消、補助金等の返還の命令その他補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分に対して不服のある地方公共団体（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、各省各庁の長に対して不服を申し出ることができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による不服の申出があつたときは、不服を申し出た者に意見を述べる機会を与えた上、必要な措置をとり、その旨を不服を申し出た者に対して通知しなければならない。

3 (略)

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

○ 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）（抄）

(関税暫定措置法の一部改正)

第四条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項ただし書中「、飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物

品のうち飼料用のものをいう。以下この条において同じ。）を含む別表第一の六の項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「に掲げる物品であつて環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）の我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）を原産地とするもの（第八項において「締約国産物品」という。）に係る輸入数量（環太平洋協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。第八項において同じ。）及び同表の各項に掲げる物品であつて環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであることを政令で定めるところにより税関長が認めたもの（第八項において「環太平洋協定原産品」という。）に係る輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度中の当該各項に掲げる経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（第八項において「オーストラリア協定」という。）の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦（同法別表第一〇〇一・九九号に掲げる物品（メスリンを除く。）又は同表第一〇〇三・九〇号に掲げる物品のうち飼料用のものをいう。第八項において同じ。）の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を別表第一の六の一三の項及び一四の項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）」に改め、同条第六項中「別表第一の六に掲げる物品の輸入数量を同表の各項ごと」とあるのは「飼料用麦を含む別表第一の六の項に掲げる」を削り、「飼料用麦であつてオーストラリアを「環太平洋協定の我が国以外の締約国」に、「オーストラリア産飼料用麦」を「締約国産物品」に改め、「（経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から一年を経過した日（以下「一年経過日」という。）前の期間に係るものに限る。）及び第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）」及び「をこれらの項ごと」を削り、「（オーストラリア産飼料用麦）を」（別表第一の六に掲げる物品であつて締約国産物品）に改め、「（一年経過日以前の期間に係るものに限る。）と第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（一年経過日以後の期間に係るものに限る。）との合計数量」及び「前項中「別表第一の六の各項」とあるのは「飼料用麦を含む別表第一の六の項」とを削り、「読み替える」を、「別表第一の六の一五の項」とあるのは「同表の一五の項」と読み替える」に改め、同条第八項中「飼料用麦を含む項にあつては」を削り、「これらの項」を「同表」に、「物品の輸入数量を当該」を「物品の輸入数量を同表の」に、「及び」を「並びに」に、「第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量」を「締約国産物品の輸入数量及び環太平洋協定原産品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量（同表の一三の項及び一四の項にあつては、当該年度の初日から毎月末までの当該各項のオーストラリア協定の規定に基づき第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量（環太平洋協定がオーストラリアについて効力を生ずる日以後の期間に係るものに限る。）を同表の一三の項及び一四の項の各項ごとに合計した輸入数量を加えた輸入数量）」に改める。

(略)

第十二条の次に次の二条を加える。

(更正の請求の特例)

第十二条の二 納税申告（関税法第七条第一項（申告）の規定による申告又は同法第七条の十四第一項（修正申告）の規定による修正申告をいう。以下この条において同じ。）をした者は、当該納税申告に係る貨物（環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。）について環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益の適用を受けていない場合において、当該貨物につき当該譲許の便益の適用を受けることにより、当該納税申告に係る納付すべき税額（当該税額に関し同法第七条の十六第一項又は第三項（更正及び決定）の規定による更正（以下この条において「更正

「という。」があつた場合には、当該更正後の税額が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該納税申告に係る税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）について同法第七条の十五第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

（賦課決定の請求）

第十二条の三 関税法第六条の二第一項第二号（税額の確定の方式）に規定する賦課課税方式が適用される貨物を輸入した者は、同法第八条第一項（賦課決定）の規定により、税関長が環太平洋協定の規定に基づく関税の譲許の便益を適用しないで当該貨物（環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされる貨物に限る。）の関税に係る納付すべき税額の決定をした場合において、当該貨物につき当該譲許の便益が適用されることにより、当該決定に係る納付すべき税額（同条第三項の規定による決定があつた場合には、当該決定後の税額）が過大となるときは、当該貨物の輸入の許可の日（同号ロに規定する郵便物にあつては、日本郵便株式会社から交付された日）から一年以内に限り、政令で定めるところにより、税関長に対し、当該決定に係る税額の変更について同条第三項の規定による決定をすべき旨の請求をすることができる。

2 税関長は、前項の規定による決定の請求があつた場合には、その請求に係る貨物が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定の原産品とされるものであるかどうかその他必要な事項について調査しなければならない。

3 税関長は、前項の調査をした場合において、関税法第八条第三項の規定による決定をしないときは、当該決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。

4 第一項の請求に基づく関税法第八条第三項の規定による決定により納付すべき税額が減少した関税（当該関税に係る延滞税を含む。）に係る過納金について同法第十三条第二項（還付及び充当）に規定する還付加算金を計算する場合における同項の規定の適用については、同法第二号中「更正の請求に基づく更正」とあるのは「関税暫定措置法第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の請求に基づく賦課決定」と、「その請求」とあるのは「その請求」と、「当該更正」とあるのは「当該決定」とする。

（略）

（畜産物の価格安定に関する法律の一部改正）

第六条 畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産経営の安定に関する法律

「第二章 主要な畜産物の価格の安定に関する措置（第三条―第十二条）」

目次中 第三章 雑則（第十三条・第十四条）

第四章 罰則（第十五条）

「第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付（第三条）
第三章 原料乳及び指定乳製品の価格の安定に関する措置（第
第四章 雑則（第十四条・第十五条）
第五章 罰則（第十六条―第十八条）」

四條―第十三條）

に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、主要な家畜又は畜産物について、交付金の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産経営の安定を図り、もつて畜産及びその関連産業の健全な発展を促進し、併せて国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。

第二条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「肉用牛」とは、政令で定める月齢以上の肉用牛をいい、「肉豚」とは、種豚以外の豚をいう。

第十五条第一項中「前条第一項」を「第十五条第一項若しくは第二項」に、「同項」を「同条第一項」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を削り、同条を第十七条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

第十六条 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。

本則に次の一条を加える。

第十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四章を第五章とする。

第十四条第一項中「原料乳、指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の生産費、輸入価格、在庫量その他これらの価格の安定に関し必要な事項を調査するため必要があるときは、その」を「この法律の施行に必要な」に、「これらの生産者（指定食肉に係る家畜の生産者を含む。）」を「肉用牛若しくは肉豚の生産者若しくは原料乳若しくは指定乳製品の生産者」に改め、「対し、」の下に「肉用牛若しくは肉豚の生産費若しくは販売価格、原料乳若しくは指定乳製品の生産費、輸入価格若しくは在庫量その他」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、と畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）第三条第二項に規定すると畜場（肉用牛又は肉豚に係るものに限る。）の設置者若しくは管理者又は肉用牛若しくは肉豚の生産者からその生産した肉用牛若しくは肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売の委託若しくは売渡しを受けた者（その者が直接又は間接の構成員となつている団体を含む。）に対し、肉用牛又は肉豚の生産費（と畜に係るものに限る。）、肉用牛又は肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売価格その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第三章中第十四条を第十五条とする。

第十三条中「第六条第五項又は第十条各号」を「第三条第一項各号、第二項若しくは第四項、第七条第三項又は第十一条各号」に改め、同条を第十四

条とする。

第三章を第四章とする。

第二章の章名中「主要な畜産物」を「原料乳及び指定乳製品」に改める。

第十二条の見出しを「(指定乳製品の交換)」に改め、同条中「又は指定食肉」を削り、「これら」を「当該指定乳製品」に改め、第二章中同条を第十三条とする。

第十一条の見出しを「(指定乳製品の買入れ又は売渡しをしない場合)」に改め、同条中「第七条の」を「第八条の」に、「又は第九条」を「又は第十条」に改め、同条第一号及び第二号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第三号及び第四号中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「又は指定食肉」を削り、同条を第十一条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「又は指定食肉」、「指定乳製品にあつては」及び「指定食肉にあつては中央卸売市場において、」を削り、同条ただし書中「これらの」を「その」に改め、同条を第十条とし、同条の前の見出しとして「(指定乳製品の売渡し)」を付する。

第八条を第九条とする。

第七条の前の見出しを削り、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「又は指定食肉」を削り、「第一項」を「前項」に改め、「又は第三項の規定による買入れ」を削り、同項を同条第二項とし、同条を第八条とし、同条の前の見出しとして「(指定乳製品の買入れ)」を付する。

第六条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前四項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「から第四項まで」、「独立行政法人農畜産業振興機構(以下「及び」という。)」を削り、「聞く」を「聴く」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条を第七条とする。

第五条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項第一号中「及び指定食肉」を削り、同項第二号中「安定下位価格」の下に「及び安定上位価格」を加え、同項第三号を削り、同条第二項中「にあつては生産者」を「の生産者」に改め、「指定食肉にあつては政令で定める主要な消費地域に所在する中央卸売市場における売買価格について」を削り、同条第三項中「下つて原料乳、」を「下回つて原料乳及び」に改め、「及び指定食肉」を削り、「こえて」を「超えて」に改め、同条第四項中「又は指定食肉(当該家畜を含む。)」を削り、「これらの」を「その」に改め、同条を第四条とする。

第二章を第三章とする。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、標準的販売価格が標準的生産費を下回つた場合には、肉用牛又は肉豚の生産者であつて次の各号のいずれにも該当するものに対し、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金(以下「交付金」という。)を交付することができる。

一 次のいずれにも該当する積立金(次項及び第三項において「積立金」という。)の積立てに要する負担金を支出しているものであること。

イ 標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合における肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するためのものであること。

ロ 肉用牛又は肉豚の生産者に対する支払に充てられるものであつて、交付金が交付される場合にその支払が行われるものであること。

ハ 積立ての額その他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

二 その他交付金の適正かつ効果的な交付のための農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

2 交付金の額は、農林水産省令で定める期間ごと及び肉用牛又は肉豚の生産者ごとに、肉用牛又は肉豚の標準的生産費と標準的販売価格との差額に、肉用牛又は肉豚の再生産を確保することを旨として農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に、肉用牛又は肉豚（積立金の対象とされているものに限る。）であつて当該期間内に当該生産者が販売したことにつき機構が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額とする。

3 積立金から肉用牛又は肉豚の生産者に対し支払われる額は、交付金の額から控除するものとする。

4 第一項及び第二項に規定する「標準的販売価格」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な販売価格として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいい、第一項及び第二項に規定する「標準的生産費」とは、肉用牛又は肉豚の標準的な生産費として農林水産省令で定めるところにより品種別に算出した額をいう。

附則第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条 削除

（独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正）

第九条 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「主要な畜産物の価格」を「畜産経営」に改める。

第十条第一号中「畜産物の価格安定に関する法律（一）」を「畜産経営の安定に関する法律（一）」に、「価格安定措置」を「措置」に改め、同号ハ中「畜産物の価格安定に関する法律第六條第二項、第三項又は第四項」を「畜産経営の安定に関する法律第七條第二項」に改め、「指定食肉又は鶏卵等」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「イの」を「ロの」に改め、「及び指定食肉」を削り、同号ロを同号ハとし、同号イ中「及び指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）」を削り、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。

第十条第二号中「国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び」を削り、同条第五号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

第十一条第一号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同条第二号中「前条第五号ニ」を「前条第五号ホ」に改める。

第十二条第三号中「、ロ及びハ」を「からニまで」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第四号中「第十条第五号ニ及びホ」を「第十条第五号ホ及びへ」に改める。

第十四条中「第十条第一号イ及びロ」を「第十条第一号ロ及びハ」に改める。

第十七条及び第十八条第一号中「第十条第一号ハ」を「第十条第一号ニ」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日（第三号において「発効日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第三条中商標法第二十六条第三項第一号の改正規定及び第十条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第四条中関税暫定措置法別表第一の三第〇四〇四・一〇の改正規定（「九九円」の下に「（発効日の前日以後に輸入されるものにあつては、三五％及び一キログラムにつき一二〇円）」を加える部分に限る。）及び附則第三条第一項の規定 発効日の前日

(畜産物の価格安定に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に、第六条の規定による改正前の畜産物の価格安定に関する法律第六条第三項の認定を受けた同項の計画及び同条第四項の認定を受けた同項の計画については、なお従前の例による。

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正)

第十三条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第三条第二項中「から第四章まで」を「及び第四章」に改める。

第五条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第二十条第一項中「第三条から第五条まで及び第七条から第十二条まで」を「第四条から第六条まで及び第八条から第十三条まで」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、「。以下「暫定措置法」という。」を削り、「同条第四項及び法第十四条第一項」を「法第十五条第一項」に改め、同条第三項中「第十三条中「第六条第五項又は第十条各号」を「第十四条中「第七条第三項又は第十一条各号」に、「第六条第五項」を「又は第七条第三項」に改める。

第二十条の二第一項中「第十条第一号イ及びロ」を「第十条第一号ロ及びハ」に、「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（」の下に「昭和四十年法律第百十二号。」を加え、「第十条第一号イ及びロ」を「第十条第一号ロ及びハ」に改め、「生産者補給交付金」との下に「、「同法（」とあるのは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（」と」を加える。

第二十条の三中「（同号の農林水産省令で定める事業に係るものに限る。）」を削る。

(肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十四条 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「畜産物の価格安定に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号。以下「法」という。)」第二条第三項に規定する食肉」を「食用に供される家畜の肉」に改め、同項第二号中「ほほ肉」を「頬肉」に改める。

第十四条第一項中「法第二条第三項に規定する指定食肉(以下「指定食肉」という。)」についての「を削り、」第十条第一号」を「第十条第一号イ」に改め、同条第二項中「指定食肉についての」を削り、「第十条第一号」を「第十条第一号イ」に改める。

第十五条を削り、第五章中第十五条の二を第十五条とする。

第十八条中「第十七条第一項」を「前条第一項」に改める。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第十五条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改める。